(様式１)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 農用地利用集積計画・利用権設定（経営受委託、移転を除く）申出書 | 申　出　日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 受　付　日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 公告予定日 | 受付後最初の農業委員会の開催日の翌月1日 |
| １．各筆明細 | 整 理 番 号 |  |
| 利用権を設定する者（貸し手）（甲） | 住　所　　　 | 電話番号　　　　－　　　－ | 氏　名　　　 | 同意印 |
| 利用権の設定を受ける者（借り手）（乙） | 住　所　　　 | 電話番号　　　　－　　　－ | 氏　名　　　 | 同意印 |
| 利用権を設定する土地 |
| 所在地 | 現況地目 | 面積(㎡) | 土地の名義人 | 貸主との続柄 | 利用権の種類 | 利用権設定をする理由 | 利用権設定の | 借賃 |
| 大　字 | 小　字 | 地　番 | 期　　間 | 終　期 | 金　納 | 物　納 |
|  |  |  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借　所有権 |  | ３年　６年　10年　(　　)年 | R 　.　　. | 10a／　　　 円 | 10a／　　 　㎏ |
| １筆／　　　円 | １筆／　　　㎏ |
|  |  |  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借　所有権 |  | ３年　６年　10年　(　　)年 | R 　.　　. | 10a／　　　 円 | 10a／　　 　㎏ |
| １筆／　　　円 | １筆／　　　㎏ |
|  |  |  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借　所有権 |  | ３年　６年　10年　(　　)年 | R 　.　　. | 10a／　　　 円 | 10a／　　 　㎏ |
| １筆／　　　円 | １筆／　　　㎏ |
|  |  |  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借　所有権 |  | ３年　６年　10年　(　　)年 | R 　.　　. | 10a／　　 　円 | 10a／　　　 ㎏ |
| １筆／　　　円 | １筆／　　　㎏ |
|  |  |  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借　所有権 |  | ３年　６年　10年　(　　)年 | R 　.　　. | 10a／　　 　円 | 10a／　 　　㎏ |
| １筆／　　　円 | １筆／　　　㎏ |
|  |  |  |  |  |  |  | 賃貸借　使用貸借　所有権 |  | ３年　６年　10年　(　　)年 | R 　.　　. | 10a／　　　 円 | 10a／　　 　㎏ |
| １筆／　　　円 | １筆／　　　㎏ |
| 同意 | 上記農地に利用権設定を行うに際し、私(甲)が所有者に代わり又は共有名義人の同意を得て申請致します。なお、この行為は土地の所有権を主張するものではなく、相続上等なんらかの問題が発生した場合は責任をもって対処致します。 | 住所 | 氏名 | 確認印 |
| 利用権を設定する者の設定後の農業状況（貸し手）（甲） | 利用権の設定を受ける者の設定前の農業経営状況（借り手）（乙） |
| ①　認定農家　　　　　②　個人　　　　　③　世帯員（同居人より設定） | ①　認定農業者　　　　　②　個人　　　　　③　世帯員（同居人より設定）　　　　　④　法人 |
| ＊　経営農地　　　　 ㎡　　　　＊年齢　　　　 才 | ①　経営農地　　　　 　　 　㎡　　　　　　　　②　うち借入農地　　　　 　㎡ |
| 申出者チェック欄　今回の申し出に当たって、農会長に相談済　　□　中山間地域等直接支払交付金　対象外　□　　対象地　□（代表者相談済　□）　多面的機能支払交付金　　　　対象外　□　　対象地　□（代表者相談済　□） | 主たる経営作物　・・・　　水稲　　　　大豆　　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 農作業従事者(年間150日以上農業従事)であることの有無　　　有　　・　　無 |
| 借入農地までの通作距離　・・・　約　　　　　　km |

２．共通事項

　この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

　(1)　借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当認められる期日までその支払を猶予する。

(2)　借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、１の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対して、その割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲乙協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

　(3)　転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上で、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4)　修繕及び改良

ア　甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の消耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するとき、その他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ　乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

　(5)　租税公課の負担

ア　甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ　乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ　目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6)　目的物の返還

ア　利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ　乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価格が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価格(土地改良法；昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価格の償還を請求することができる。

ウ　イにより有益費の償還請求があった場合において、甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価格とする。

エ　乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目の如何を問わず返還の代償を請求してはならない。

(7)　利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

　(8)　利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

　(9)　その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

＊個人情報に関する取扱い

|  |
| --- |
| **※私は、この農用地利用集積計画作成申出書の提出にあたり、以下のことについて承諾します。****（１）農用地利用集積計画作成申出書の記載内容を農業経営基盤強化促進事業に係る事務に必要な範囲において利用すること。****（２）農業経営基盤強化促進事業に係る事務にあたり、次の関係機関が利用すること。****市、市農業委員会、兵庫西農業協同組合、（一財）宍粟北みどり農林公社、認定農業者、農会長及びその補佐をする者** |